

専門医に関する広告について

医師又は歯科医師の専門性にかかる医療広告規制の見直し（令和3年告示改正）

改正の概要

一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う専門性に関する認定（以下「専門医機構専門医認定」という。）を受けた旨（基本的な診療領域に限る。）については、広告することができる事項に追加するとともに、医師又は歯科医師については、一定の基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医療従事者の専門性に関する認定（以下「学会専門医認定」という。）を受けた旨を、広告することができる事項から除くこととする。

経過措置

上記改正に伴い、以下の経過措置を講じることとする。

- ① 適用期日前に厚生労働省に届出を行った学会専門医の認定を受けた旨（医師又は歯科医師の専門性に係るものに限る。）については、当分の間、なお従前の例により広告することができるものとする。
- ② ①にかかわらず、専門医機構専門医認定を受けた医師又は歯科医師について広告する場合にあっては、当該医師又は歯科医師が専門医機構専門医認定を受けた専門性と同一の基本的な診療領域に該当する専門性について学会専門医認定を受けた旨を広告することはできないこととする。

ただし、学会専門医認定を受けた旨について適用期日において現に広告しているときは、専門医機構専門医認定を受けた旨を広告するまでの間は、引き続き当分の間、学会専門医認定を受けた旨を広告することができることとする。

適用期日

令和3年10月1日

○医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第六条の五第三項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴

二 一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨(基本的な診療領域に係るものに限る。)

三 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う薬剤師、看護師その他の医療従事者(医師及び歯科医師を除く。へ及びりにおいて同じ。)の専門性に関する認定を受けた旨

イ 学術団体として法人格を有していること。

ロ 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が当該認定に係る医療従事者であること。

ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。

ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。

ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格(以下「資格」という。)の取得条件を公表していること。

へ 資格の認定に際して、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。

ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。

チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。

リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

一般社団法人日本歯科専門医機構における歯科専門医の状況

日本歯科専門医機構における歯科専門医の考え方

1. 歯科専門医とは
それぞれの専門領域において適切な研修教育を受け、十分な知識と経験を備え、患者から信頼される専門医療を提供できる歯科医師
2. 日本歯科専門医機構が認定する専門医制度の基本的理念
 - ・ プロフェッショナルオートノミーに基づいた歯科専門医(および歯科医療従事者)の質を保証・維持できる制度であること
 - ・ 国民に信頼され、受診先の選択に際し良い指標となる制度であること

専門医制度認証の仕組み

- 各専門医制度の構築(専門研修カリキュラム、専門研修教育、専門医資格等の認定や更新の審査・認定に係る制度設計等)は、各領域学会で行う。
- **日本歯科専門医機構は、各学会の制度の基本的要件・基準の設定等について、中立・公正に審査し、各学会の専門医制度及び専門医・研修施設等の評価・認定と認証を行う。**

歯科における専門領域の考え方

- 専門医の診療領域については、大学の講座(分野)に準じたものを基本とし、サブスペシャリティについては今後の検討課題とする。
- 地域歯科医療における多職種連携、訪問歯科診療、ハイリスク患者の歯科診療などを総合的かつ専門的に行い歯科医師を認定する「総合歯科専門医(仮称)」制度を構築する。
- 以上の方針から、以下の**10基本領域について、専門医制度の領域の認定を行っているところ。**

- ① 日本歯科専門医機構における領域の認定を終え、現在広告可能な領域
口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線、補綴歯科【※】
- ② 専門医像や専門領域について、関係学会間で協議の上、検討を行っている領域
矯正歯科、歯科保存、インプラント歯科、総合歯科(名称はいずれも仮称)

【※】「口腔外科」「歯周病」「歯科麻酔」「小児歯科」「歯科放射線」: 令和3年告示改正前から広告可能な領域
「補綴歯科」: 令和5年5月に日本歯科専門医機構において領域を認定済み。

日本歯科専門医機構の令和6年度第3回理事会(定例)(令和6年6月20日開催)において、新たに、「矯正歯科」及び「歯科保存」の領域について認定が行われた。

医療広告規制の見直し（案）

- 一般社団法人日本歯科専門医機構が認定する基本領域に係る専門医である「矯正歯科専門医」及び「歯科保存専門医」を広告可能としてはどうか。
- 以下の案のとおり、医療広告ガイドラインの改正により、このことを明記してはどうか。

○ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）

改正案	現行
<p>第4 広告可能な事項について</p> <p>4 広告可能な事項（法6条の5第3項）の具体的な内容</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの（第9号関係）</p> <p>(中略)</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨</p> <p>① 医師、歯科医師の専門性資格</p> <p>a 専門医機構が認定するいわゆる専門医等の資格(基本的な診療領域に係るものに限る)を有する旨を広告しても差し支えないこと。ここでいう基本的な診療領域とは、医師については内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科及び総合診療を、歯科医師については、口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線、補綴歯科、矯正歯科及び歯科保存をいうこと。</p> <p>b～d(略)</p> <p>②～③(略)</p>	<p>第4 広告可能な事項について</p> <p>4 広告可能な事項（法6条の5第3項）の具体的な内容</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの（第9号関係）</p> <p>(中略)</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨</p> <p>① 医師、歯科医師の専門性資格</p> <p>a 専門医機構が認定するいわゆる専門医等の資格(基本的な診療領域に係るものに限る)を有する旨を広告しても差し支えないこと。ここでいう基本的な診療領域とは、医師については内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科及び総合診療を、歯科医師については、口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線及び補綴歯科をいうこと。</p> <p>b～d(略)</p> <p>②～③(略)</p>

參考資料

背景

- 歯科における専門医制度については、一般社団法人日本歯科専門医機構において、10基本領域の認定の検討が進められることとされ、現在、6領域【※1】の認定が終了し、それ以外の4領域【※2】は専門医像や専門領域について関係学会間での協議が終わったものから順次認定を行うとされている。

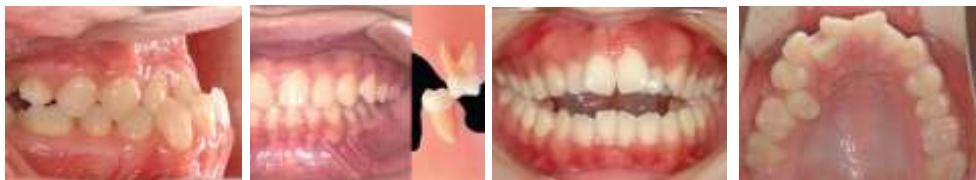
【※1】 口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線、補綴歯科

【※2】 矯正歯科、歯科保存、インプラント歯科、総合歯科（名称はいずれも仮称）

- 今般、同機構の令和6年度第3回理事会（定例）（令和6年6月20日開催）において、新たに、「矯正歯科」の領域について認定が行われた。

矯正歯科について

- 不正咬合（上下の顎の歯が噛み合わない状態）は、歯とそれを支える顎骨の形態的な異常やアンバランスに起因する状態である。
- 矯正歯科治療は、不正咬合によって生じる形態的な異常の改善や不正咬合によって障害された咀嚼や発語等の口腔機能の回復、形態の異常による口腔機能障害の発生の予防を目的とする。



（画像は公益社団法人日本矯正歯科学会ホームページより）

矯正歯科専門医の専門性

矯正歯科領域における診断、治療および術後管理に関して高度な医療技能と経験ならびに専門知識を有し、他診療領域の歯科医師または医師ら他職種との連携を図り、標準的な矯正歯科治療を提供する能力を有する歯科医師。

矯正歯科専門医の申請資格の主な条件と認定審査

<申請資格の主な条件>

- 歯科医師免許を有する者
- 認定研修施設における基本研修終了後、その期間を含め5年以上にわたり合計150症例以上の矯正歯科治療における臨床研修を修了した者（施設長の承認を必要とする。）
- 学会【※3】認定医資格を有する者
- 学会【※3】の認めた刊行物に矯正歯科臨床に関する筆頭論文を1編以上発表した者
- 学会【※3】の認めた学術集会で学会発表の要件を満たした者 等

【※3】公益社団法人日本矯正歯科学会

<認定審査>

公益社団法人日本矯正歯科学会内に設置する日本矯正歯科学会専門医委員会において審査【※4】や合否判定を行い、同学会理事会の承認後、一般社団法人日本歯科専門医機構にて審査・認定。

【※4】専門医委員会による主な審査

（症例審査）不正咬合のパターン別の課題症例（5症例）及び試問（全症例に術後2年以上の経過資料が必要）

（筆記試験）関係法令、感染対策、医療安全、倫理等

しかほぞん 歯科保存専門医について

背景

○ 歯科における専門医制度については、一般社団法人日本歯科専門医機構において、10基本領域の認定の検討が進められることとされ、現在、6領域^{【※1】}の認定が終了し、それ以外の4領域^{【※2】}は専門医像や専門領域について関係学会間での協議が終わったものから順次認定を行うとされている。

【※1】 口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線、補綴歯科

【※2】 矯正歯科、歯科保存、インプラント歯科、総合歯科（名称はいずれも仮称）

○ 今般、同機構の令和6年度第3回理事会（定例）（令和6年6月20日開催）において、新たに、「歯科保存」の領域について認定が行われた。

歯科保存専門医の専門性

○ 歯・歯周組織の基本的管理能力を背景として、保存修復治療・歯内療法領域において科学的根拠に基づく専門的・統合的治療を要する疾患への対応ができる歯科医師

（保存修復・歯内療法について）

- ・ う蝕による歯の欠損
- ・ う蝕の放置等による歯の神経（歯髄）の炎症や、その炎症が引き起こす歯根先端周囲の炎症



「保存修復」や「歯内療法」により、歯を抜くことなく、いつまでも自分の歯で噛めるように、歯を保存し機能させることが重要。

【保存修復】

歯の欠損部分を修復し、歯の持つ機能を復元する治療

【歯内療法】

歯髄および歯根先端周囲の炎症を治療し、歯を保存する治療

歯科保存専門医の申請資格の主な条件と認定審査

<申請資格の主な条件>

- 歯科医師免許を有する者
- 認定研修施設において5年以上の専門研修歴を有する者
- 研究論文を1編以上、所属学会^{【※3】}雑誌に発表した者
- 所属学会^{【※3】}学術大会で1回以上演者として発表した者 等

【※3】 特定非営利活動法人日本歯科保存学会
又は一般社団法人日本歯内療法学会

<認定審査>

特定非営利活動法人日本歯科保存学会と一般社団法人日本歯内療法学会の合同運営の歯科保存専門医認定委員会^{【※4】}において審査後、審査結果について両学会理事会の承認を経たのち、一般社団法人日本歯科専門医機構にて審査・認定。

【※4】 専門医認定委員会による主な審査

（提出書類例）

臨床実績報告書300症例以上（研修期間5年間）

（面接試験） 審査対象症例（30症例：難症例10症例、基本症例20症例）として提出された10症例のうち、修復治療・歯内療法から各1症例選定して実施

（筆記試験） 研修プログラムを対象に、保存修復治療及び歯内療法の各領域から出題

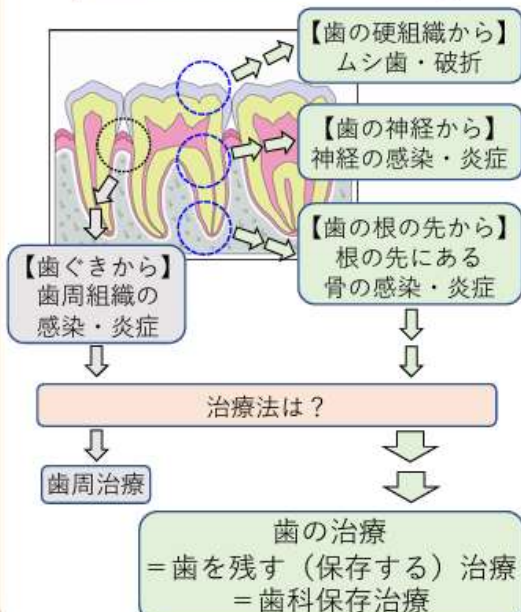
(参考) 歯科保存専門医 (一般社団法人日本歯科専門医機構提供資料)

歯科保存専門医について

歯の症状の原因は？

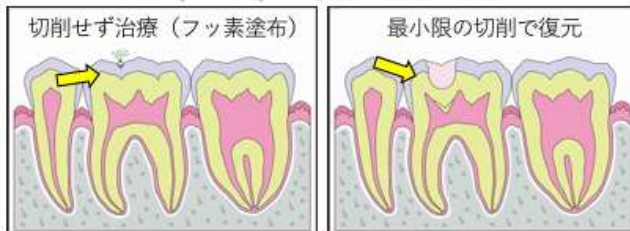


歯の症状はどこから？

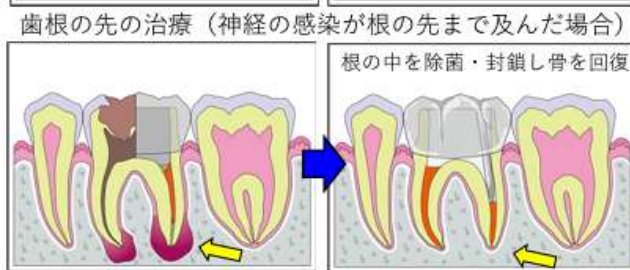
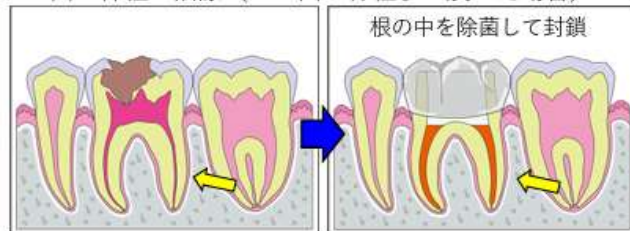


歯の治療 = 歯科保存治療

う蝕 (ムシ歯) の予防・管理・治療



歯の神経の治療 (ムシ歯が神経まで及んだ場合)



★ 歯を切削すべきか否かの判断 → 難しい!!
 最小限の切削で色と形を復元する技術 → 難しい!!
 複雑な歯の神経や根の先に対する治療 → 難しい!!

歯科保存専門医とは？

★ 科学的根拠 (エビデンス) に基づいた専門知識と高い技術を駆使し、難しい歯の治療 (歯科保存治療) に関する高品質の診断と治療を実践する専門医

20年にわたるう蝕の予防・管理・治療 (80歳代)



欠けた歯の色と形を最小限の切削で復元する治療



顕微鏡を使った「高精度な」歯の治療



顕微鏡で見た根の治療中の奥歯 (5-10倍拡大視野で治療)

日本歯科専門医機構の設立経緯

- 2005年～ 日本歯科医学会において歯科専門医制度の検討
- 2014年 日本歯科医師会と日本歯科医学会の両会長名で「歯科医師の専門医の在り方に関する検討会」の設置を医政局長宛要望書提出
- 2015年 厚生労働省において、「歯科医師の資質向上等に関する検討会」のワーキンググループとして、「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」を設置
- 2016年 5月 「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」において方向性ととりまとめ
11月 「歯科医師の資質向上等に関する検討会」においてWGの議論を踏まえた論点整理
- 2017年 日本歯科医師会、日本歯科医学会連合等による「歯科専門性に関する協議会」設置
- 2018年 一般社団法人日本歯科専門医機構設立

日本歯科専門医機構における歯科専門医の考え方

1. 歯科専門医とは

それぞれの専門領域において適切な研修教育を受け、十分な知識と経験を備え、患者から信頼される専門医療を提供できる歯科医師

2. 日本歯科専門医機構が認定する専門医制度の基本的理念

1. プロフェッショナルオートノミーに基づいた歯科専門医(および歯科医療従事者)の質を保証・維持できる制度であること
2. 国民に信頼され、受診先の選択に際し良い指標となる制度であること

(参考) 歯科領域の広告可能な専門性資格

- | | | | | | |
|------------|-----------|----------|------------|----------|---------|
| ・公益社団法人 | 日本口腔外科学会 | 口腔外科専門医 | ・特定非営利活動法人 | 日本歯周病学会 | 歯周病専門医 |
| ・一般社団法人 | 日本歯科麻酔学会 | 歯科麻酔専門医 | ・公益社団法人 | 日本小児歯科学会 | 小児歯科専門医 |
| ・特定非営利活動法人 | 日本歯科放射線学会 | 歯科放射線専門医 | | | |

一般社団法人日本歯科専門医機構の状況

第18回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会
(令和3年7月8日) 資料2-1(一部改変)

歯科専門医の
質を保証・維持

日本歯科専門医機構が認証する専門医制度

日本歯科専門医機構に申請

日本歯科医師会	日本歯科医学会連合	
日本歯科麻酔学会 (歯科麻酔専門医)	日本顎関節学会	日本レーザー歯学会
日本歯内療法学会	日本障害者歯科学会	日本口腔インプラント学会
日本有病者歯科医療学会	日本口腔外科学会 (口腔外科専門医)	日本補綴歯科学会 (補綴歯科専門医)
日本歯科放射線学会 (歯科放射線専門医)	日本顎顔面インプラント学会	日本歯科医療管理学会
日本小児歯科学会 (小児歯科専門医)	日本口腔腫瘍学会	日本歯科医学教育学会
日本歯科保存学会	日本口腔診断学会	日本歯周病学会 (歯周病専門医)
日本歯科審美学会	日本顎咬合学会 (補綴歯科専門医)	日本老年歯科医学会
日本接着歯学会	日本臨床歯周病学会	日本口腔衛生学会
日本歯科薬物療法学会	日本矯正歯科学会	日本口腔内科学会

各学会が専門医を認定

その他の学会・団体

※専門医制度がない学会もある
※括弧は現行制度で広告可能な専門医